

陳情第 1 号

消費税の段階的撤廃と法人税率見直しを求める意見書提出を
求める陳情

1 要 旨 経済生活の安定と、国民経済の持続的発展、並びに国の財政健全化を目的として、消費税の段階的撤廃と法人税率の引き上げによる税制再構築を求める意見書を政府に提出することを松江市議会において決議いただくよう陳情する。

(1) 消費税は所得にかかわらず、一律に課税される間接税であり、所得の低い層ほど負担が重くなる。生活必需品を含めた広範囲な支出に課税されるため、特に高齢者、子育て世代、単身世帯などは生活がひっ迫しておりそのために地域経済を疲弊させている。

(2) 2023 年より導入されたインボイス制度は、中小零細事業者や一次産業従事者、個人商店等の税務事務負担を過重化させている。特に松江市のような多様な自営業、地場産業によって支えられている地域社会では、インボイス制度が経済の健全な循環を妨げている。

(3) 消費税は政府にとっては経済状態に関わらず安定的に国民から徴収できる税制であるが国民にとっては、経済状況が悪いときでも関係なく徴収されるので、経済の実態に沿った税制ではない。

(4) 一方で、法人税は企業利益に応じて課税される直接税であり、企業収益が拡大すれば税収も増え、景気に応じた税制として機能する。企業は法人税を軽減するために設備投資・賃金引き上げ、研究開発投資などを行うインセンティブを持ち、結果的に国民経済全体の厚みを増す作用を持つ。これは税制が経済の好循環を積極的に促す仕組みとして機能する好例である。

(5) 消費税を段階的に撤廃することで、個人消費の増加と地域経済の活性化が促されるとともに、法人税の累進的再設計によって企業の余力に応じた公平な負担と国家財源の安定的確保が可能になる。特に、日本の大企業の内部留保が、過去最高水準にある中で、法人税率の適切な引き上げは、財政再建と分配の公平性を実現する現実的な道筋といえる。

(6) 松江市においても、消費税の重税感とインボイス制度への不安は住民・事業者に広がっており、これに対し議会が行動する事は、地方自治体としての民主的責任である。

上記の理由から松江市議会が市民生活の安定と国民経済の持続的発展、並びに国の財政健全化を望む住民の声を代表し、国に対して抜本的な税制改革を求める意見書を提出いただきたく、陳情する。

2 提 出 者



市民に開かれた松江市議会を応援する会
古 志 千 樹

3 受理年月日 令和7年6月2日

4 付 託 先 総務委員会

陳情第 2 号

松江市再生可能エネルギー発電事業と地域との調和に関する条例（案）における地域住民等に対する理解と同意の事業者義務等について

- 1 要 旨 件名の条例（案）では、事業者は、①地域住民等や要配慮施設関係者に対して、説明会等を実施し、質問に誠実に回答し、意見に対しては可能な限り尊重し、発電事業に対する理解を得るよう努めなければならない。（第 10 条第 2 項・第 11 条第 2 項関係）、②次に掲げる者から、発電事業に対する同意を得るよう努めなければならない。（第 13 条関係）旨規定されているが、

①について、努力義務ではなく義務規定にするよう求める。

②について、努力義務ではなく義務規定にするとともに、次に掲げる者に第 3 条第 10 号で規定する「地域住民等」を追加規定するよう求める。

（１）地域住民等の同意の必要性

太陽光発電等を巡っては、全国的に災害、火災、パネル飛散や放置等の発生が報告されているほか、自然環境破壊や健康被害、パネル処分など様々な問題が懸念されており、このような被害の危険やリスクを負うのは、正に地域住民等や要配慮施設利用者であること。

要配慮施設関係者は、施設利用者の安全・安心を守り、施設・設備を守るという重大な責務があり、事故等があればその責任を問われる立場でもあること。

条例の目的には「市民の生命及び財産の保護」「安全で安心な生活環境の保全」が謳われており、これらが守られるべき地域住民等の意思は最大限尊重すべきであること、などから、地域住民等や要配慮施設関係者の方々が同意（納得）したうえで事業を実施することが大事であり、かつ、不可欠であると考え

（２）市政の使命

市政の最大の使命は、「市民の安全・安心と財産の確保」である。市民は誰しも、市政に対し「家族の安全・安心と平穏な

暮らし」を求めている。市民のための市政であるならば、市民が危険やリスクを負うということに対しては、少なくともその同意（納得）は必要条件と考える。市政は「市民が真中」であるべきものとする。

（３）市長の施政方針

上定市長は、第二次市政に当たり、「松江市内のどこに住んでも市民の皆様が安心して安全に暮らすことのできる松江市にします。」（令和 7 年 4 月 20 日）旨市政への取組み姿勢（方針）を仰った。であるならば、地域住民等に不安がある中での事業は避けるべきであり、その意味でも地域住民等が同意（納得）したうえで発電事業を行うべきであるとする。

（４）形式的な許可への懸念

発電事業への理解を得ることを努力義務とするならば、中身の無い説明会の開催であっても、また、事業者が「理解を得る努力をした」と言えば、形ばかりで実質を伴わない単なる事実行為であっても、その報告をもって発電事業が許可されることが懸念される。そうならないためにも、明確に地域住民等の同意（納得）を得ることが必要とする。

加えて、同意が得られたならば、市長の許可判断の資料として、同意を裏付ける資料等の提出も必要であるとする。

以上のとおり、地域住民等や要配慮施設関係者の発電事業に対する理解を得るとともに、地域住民等の同意のもとに発電事業を行う旨規定していただくよう陳情する。

2 提出者

法吉の子どもの安全と未来を守る会
松本 正夫

3 受理年月日 令和 7 年 6 月 12 日

4 付託先 建設環境委員会